

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十六日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「及び事務長」を「事務長及び副主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。